

教育委員会定例会会議録

1 日時

平成23年9月6日(火)
開会 9時30分
閉会 12時40分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 清水明委員長、丹保健一委員、牛場まり子委員、岩崎恭典委員、真伏秀樹教育長
欠席者 なし

4 出席職員

教育長 真伏秀樹(再掲)
副教育長 山口千代己
教育支援分野総括室長 服部浩 学校教育分野総括室長 白鳥綱重
社会教育・スポーツ分野総括室長 田畑知治 研修分野総括室長 長野修
経営企画分野
教育総務室長 平野正人生 教育総務室副室長 助田義紀
情報・危機管理特命監 倉田謙二
予算経理室長 加藤正二 予算経理室副室長 柘植広光
教育改革室長 藤田曜久
教育支援分野
人材政策室長 木平芳定 人材政策室副室長 出口勤 人材政策室主幹 松本忠
学校教育分野
高校教育室長 齋藤俊彰 高校教育室副室長 加藤幸弘 高校教育室指導主事 脇谷明美
高校教育室指導主事 森典英 高校教育室指導主事 諸岡伸
小中学校教育室長 西口晶子 小中学校教育室副室長 谷口雅彦
小中学校教育室指導主事 黒川一秀 小中学校教育室指導主事 藤原昭二
特別支援教育室長 飯田幸雄 特別支援教育室副室長 井坂誠一
特別支援教育室指導主事 赤尾時寛 特別支援教育室指導主事 村山文代
社会教育・スポーツ分野
スポーツ振興室長 村木輝行 スポーツ振興室副室長 山口勉
スポーツ振興室主幹 岡芳正 スポーツ振興室指導主事 嶋田和彦
スポーツ振興室主事 奥田さおり

5 議案件名及び採決の結果

件名	審議結果
議案第32号 平成23年度三重県一般会計補正予算(第6号)について	原案可決
議案第33号 副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案(公立学校の管理職員の給料の額の特例関係)	原案可決
議案第34号 三重県文化財保護条例の一部を改正する条例案	原案可決
議案第35号 三重県スポーツ推進審議会の条例案	原案可決

6 報告題件名

件名
報告1 新しい県政ビジョン実施計画中間案について
報告2 平成23年度学校情報「くものす」ネットワーク用1人1台パソコン等の賃貸借契約に係る一般競争入札結果について
報告3 訴えの提起に係る専決処分について

- 報告 4 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について
- 報告 5 訴訟の判決結果について
- 報告 6 平成 24 年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項及び三重県立特別支援学校入学者募集要項について
- 報告 7 平成 24 年度使用県立学校教科書の採択について
- 報告 8 各採択地区における平成 24 年度使用中学校用教科書の採択状況について
- 報告 9 平成 23 年度三重県中学校総合体育大会及び東海・全国大会の結果について
- 報告 10 平成 23 年度東海高等学校総合体育大会及び全国高等学校総合体育大会の結果について
- 報告 11 国民体育大会第 32 回東海ブロック大会の結果及び第 66 回国民体育大会の開催について
- 報告 12 平成 23 年度三重県スポーツ振興審議会の審議内容について
- 報告 13 個人情報紛失の再発防止に向けた取組について
- 報告 14 台風 12 号による被害状況について

7 審議の概要

・開会宣告

清水明委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回教育委員会（平成 23 年 10 月 21 日開催）審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員が承認する。

・議事録署名人の指名

岩崎委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 32 号から第 35 号まで、及び報告 1 については、県議会報告前のため、非公開で審議することを承認する。

会議の進行は、公開の報告 14 の報告を受け、次に、報告 2 から報告 13 までの報告を受けた後、非公開の議案第 32 号から第 35 号までを審議し、報告 1 の報告を受ける順とすることを確認する。

・審議事項

報告 14 台風 12 号による被害状況について（公開）

（教育総務室長説明）

報告 14 台風 12 号による被害状況について。台風 12 号による被害状況について、別紙のとおり報告する。平成 23 年 9 月 6 日提出 三重県教育委員会事務局 教育総務室長。

詳細につきましては、倉田情報・危機管理特命監から説明させていただきます。

（情報・危機管理特命監説明）

1 ページをご覧ください。台風 12 号による被害状況について。平成 23 年 9 月 5 日、先日ですが、15 時現在でとりまとめています。

県立学校の主な被害状況は、四日市中央工業高等学校、設備棟の裏で崖崩れが発生しています。かつての被害の応急復旧部分が崩落したということで、学校の授業には影響はなく、本日も授業を行っています。

伊勢まなび高等学校では、管理棟の 1 階東側の廊下の一部が浸水しています。ここも授業は行っています。

尾鷲高等学校では、光ヶ丘校舎敷地の山側の法面約 10m が崩落。授業自体には関係はなかったのですが、JR 等の関係で始業を繰り下げて行っています。

木本高等学校では、総合学科棟、体育館、トレーニング場の床上浸水と、トイレの逆流が一部、第 2 棟、第 3 棟でありました。学校ではまだ 1 週間程度、授業再開にはかかるという見込みでいます。

御浜町の紀南高等学校では、管理棟、教室棟、特別教室棟は、床上浸水約 1.7m、体育館、卓球場、武道場は床上浸水で、再開に向けて現在状況把握という状況で、まだ、めどが立っていないということでした。

特別支援学校伊賀つばさ学園では、校舎敷地の擁壁が約 70m にわたって崩落、ライフライン（水道・電気・ガス）が擁壁崩落により使用できないため、平常授業に向け施設の仮復旧工事を早急に行う予定で、現在、9 月 8 日から午前中のみの授業再開の予定で進んでいます。

続いて、公立小中学校の主な被害状況です。

阪南市で飯高西中学校、平成23年7月の台風で崩落した法面がまた崩落したということですが、既に授業は平常どおり行っています。熊野市の飛鳥小学校は床上浸水で本日も休校です。紀宝町で2校、相野谷小学校で1階が冠水、成川小学校も同じく1階が冠水で休校です。御浜町の阿田和小学校は床下浸水で、平常授業を行っています。

続いて、社会教育施設の被害状況については、県営の鈴鹿青少年センター、県立熊野少年自然の家の2施設とも被害なしです。スポーツ施設（4施設）、県営鈴鹿スポーツガーデン、県営総合競技場、県営松阪野球場、県営ライフル射撃場は被害なし。

文化財の被害状況は、熊野古道に一部倒木などの被害が発生している状況です。

特に被害の大きかった小学校は紀宝町ですが、被害としては相野谷小学校、成川小学校を挙げていますが、紀宝町全体では小中合わせて7校がありますが、その内のまだ5校が本日休校で、平常授業を行っているのは2校です。私の説明は以上です。

【質疑】

委員長

報告の第14はいかがでしょう。

丹保委員

教職員と児童生徒に関連するものは一切無かったということですか。

副教育長

人的被害はありません。

丹保委員

すぐに直さなきゃいけないところの措置はどのようにやっていきますか。

副教育長

現在のところ、伊賀つばさ学園については、学校長を中心に日曜日に教育長も入って打ち合わせをし、水道は復旧している。ガスについては隣地に市民センターがありますが、そことの関係で今日、明日ぐらいかという話と、電気も電柱をグラウンドに移設してなんとかということですが、校舎との間に擁壁の部分の幅5mぐらいが崩れていますが、校舎が持つかどうか、これから営繕の土木技師と話し合っていくということで、復旧に向けては仮復旧を一番に考え、全面復旧はなかなか難しいので、そういうことを早々にやり、特別支援学校は保護者の方々が子どもを預けるということで、いろんな生活が成り立っていますので、早々にやらなければいけないということで、そういう処置をしたところです。

紀南高校については、現在、紀南も木本もそうですが、今、休校の話はしましたが、個別の進路相談等をやっていかなくちゃいけないので、そのあたりについて学校に指導をよろしくとは話していますが、木本高校は紀南に比べて被害はまだ少ないので、先生と生徒が出て作業をやっていると教頭から電子媒体で映像を送ってきていますが、なんとかやれているのかと。今後は体育館の床あたりが膨張しており心配されるということで、時間をおかないと分からないのかと。

紀南高校は1.7mということで、管理棟に校長室、進路指導室や調理室があります。2棟目の教室棟には保健室や化学室があり、薬品や薬のあたりを注意する必要があると。特別教室はコンピュータールームがあり、これはすべて出せなかったもので、そのあたりの被害把握するため、今日、関係室が出向いており、知事も紀南高校へ行く予定だということです。とりあえず今日は伊賀つばさへ、市役所にも教育長以下、行く予定をしています。

明日は、木本、紀南に教育長も行っていただき、状況把握に努めます。

丹保委員

ありがとうございました。今、詳しくよく分かりましたので、ぜひがんばっていただきたいと思います。

真伏教育長

できるだけ早期に平常に戻るようによらせていただきます。

副教育長

熊野市内は全面断水で水が使えないので、川から水を汲み上げて校舎内の掃除をしています。

教育長

御浜の関電の停電は回復したのですか。

副教育長

終わるまでには確認します。

牛場委員

海水を真水に変えていく装置もあるところと無いところがありますね。そういう設備は。

副教育長

無いと思います。人力でバケツでなんとか、映像を見ると、こんな黄色いポリに水を川から引き込みトイレの水を流すというのが教頭の映像でありまして、軽トラックにそういうポリバケツを積んで引き込んでいくということです。また、御浜町の電気について確認をさせていただきます。

岩崎委員

直接は県立高校ということになるのですが、特に紀宝の場合は小学校に避難をしている人は今のところはいないのですか。

情報・危機管理特命監

今、紀宝町自体が混乱しており、そこは十分把握をしていません。

岩崎委員

情報が入ってきていないのですね。避難していれば再開したいといってもできない状況が出てきますね。

副教育長

電話が繋がらないので、公用携帯がないので県立学校の個人携帯で、至急借りられるように県立には指示してありますが、小学校と市町の教育委員会ともつながっていないので、小学校の把握には時間がかかると。防危に聞いても、紀南の状況は分からないということで、まだ家の近くに孤立しているのではないかと。

委員長

なかなかすぐの復旧は難しいでしょうが、着実に子どもたちの安全のために進めていっていただきたいと思います。

－全委員が本報告を了承する。－

・審議事項

報告2 学校情報「くものす」ネットワーク用1人1台パソコン等の賃貸借契約に係る一般競争入札結果について（公開）

（教育総務室長説明）

報告2 学校情報「くものす」ネットワーク用1人1台パソコン等の賃貸借契約に係る一般競争入札結果について。学校情報「くものす」ネットワーク用1人1台パソコン等の賃貸借契約に係る一般競争入札結果について、別紙のとおり報告する。平成23年9月6日提出 三重県教育委員会事務局 教育総務室長。

こちらについても、倉田情報・危機管理特命監から説明させていただきます。

（情報・危機管理特命監説明）

資料の2ページをご覧ください。別紙と書いてありますが、学校情報「くものす」ネットワーク用1人1台パソコン等の賃貸借契約に係る一般競争入札結果についてとありますが、これは県立学校の教職員1人1台パソコンを配布していますが、それ等を使った県立学校、教育委員会とを結ぶ学校情報を含むネットワークに係るものです。この「くものす」ネットワーク自体の事業の目的は、県立学校において、いつでも、どこでも、誰でも日常的にコンピューターを利用することができる教育環境づくりを推進することということで、平成12年度からスタートをしています。

今回の調達の考え方ですが、ネットワークに必要なパソコンやプリンター、サーバー類及びネットワークの機器等でネットワークが構成されていますが、当初、平成12年度スタートした時点では、半分ずつ2年度にわたって、12年度まず半分、13年度残り半分という形で1年ずらして更新をしていましたが、平成20年度の包括外部監査において、一括でしたほうが、バージョンの統一や調達規模を大きくすることによって調達コストが低減するという指摘を受け、平成12年度でしたものが平成17年度で、次が5年後という形でしたが、これを一括して今年度平成23年度に全体を更新するパソコン等の賃貸借契約を一括で結んだ経緯があります。

本件については、県議会で議会の議決すべき事件以外の契約等の透明性を高めるための条例の第2条第1項第1号に該当します。条例については4ページをご覧ください。第2条第1項第1号で、県が賃借人となる予定価格7,000万円以上の賃貸借の契約は議会に報告をするものということで、1ページの議会の議決すべき事件以外の契約等についてという形で、第3回定例会に報告をする予定です。

3ページは入札結果の概要で、今回の調達はノート型パソコン4,600式、これは県立高校の正規職員、常勤講師、予備貸出用等を含めて全部で4,600式と、プリンター271式、プロジェクター281式、点字ディスプレイ5式の賃貸借契約ということで、8月19日に入札を行いました。9社の参加があり、そのうち東京センチュリーリース株式会社名古屋営業部が3億5,136万円で落札しました。税込みで3億6,892万8,000円です。契約期間は平成23年8月30日～平成30年1月31日までです。今後の計画ですが、県立学校の情報化の推進に向けて汎用的なシステムの構築を進めるとともに、機器の更新にあたってはネットワークの安全かつ安定的な環境維持を図ってまいります。私からは以上です。

【質疑】

委員長

報告2はいかがでしょう。

丹保委員

入札の価格を見ますと、かなり大きな違いがありますね。これは例えばハードディスクとかメモリー、ディスプレイはこちらで指定するのですか。ハードディスクの容量やCPUの早さとか全部指定をしてこういう価格ということですか。

情報・危機管理特命監

はい。

丹保委員

では、同一の規格でこういう値段になるということですね。これはメーカーによる違いですか。新しいメーカーや古いメーカーがたくさんありますが、外国の中国製や韓国製を使うとか日本製を使うとかありますが、その辺のところの違いなのか、それとも同じメーカーでも会社によって価格競争でそうなっているのか、その辺はどうですか。細かい質問なので即答はできないかもしれませんが。

教育長

今のパソコンの契約などを見ていると、パソコンショップもそうですが、何百台と一度に売り出す場合があると、メーカーと仕様を決めて、一度に2,000台とか何百台と発注するので、メーカーはどこでもいいですが、そことの間の価格力をどれだけこの発注者側が持っているかということだと思います。例えば、こういう性能のを県が何千台入れようとしていると。あなたのところはそれをいくらで供給できるかという話をやって、このためだけに特別生産しているみたいなものなんですね、メーカーとしては。そことの間に価格を押さえる力をどれだけ持っているかによって変わってきますので、思い切って安くしようと思ったら、ボンと一気にいける、そういう今のメーカーと販売者側の力関係だと思います。その辺で富士通が、もしがんばって落とそうと思ったら、そういう戦術で出てきましょうし、NECがやろうと思ったらそういうこともできましょうし、いろいろ状況によって若干違うだろうとは思いますが、今はそういう競争力とかと思います。

岩崎委員

1台いくらの話と保守点検の費用をどこまでカバーしてくれるかが大きいんじゃないかと思いますが、そこも入札条件に入っているんですか。

倉田情報・危機管理特命監

仕様の中に。

牛場委員

今は1台と何千台とか違って来る。うちもこういう仕様でいくらという価格を出してほしいと言って出してもらっていますので、多分ここで落とそう思うところはどんと引いていきますし、これ以上無理というところはそれなりに出してきますね。

副教育長

在庫をたくさん抱えていたら、どんとはくというのものもあるかも。

教育長

そのためにだけ精算する。それに合った規格で余分なものを付けずに最低限必要なものだけを付けて、例えば、今から1,000台売り出すので、こういうのをいくらで出せるかとメーカーに打つと、各会社がそれぞれの製品を出してきた中で一番いいのを取る。

丹保委員

私が聞いたかったのは、コンピューターによって大分違うんですよ。私はノートパソコンを3台ぐらい今使っていますが、メーカーによってディスプレイが違ったり、液晶が早く傷んだり見にくかったり、微妙な差がたくさんある。その辺のところはプロみたいなのが入って、それを値段は違うけれどもという話が出ないのですか。多少高くても故障が少ないとか、そういうことは余り問題にならないんですか。みんな同じだという前提であれば全く問題ないです。みんな同じパソコンであるなら値段だけでいいですが、しばしば安いと思われるものでちょっと問題があるとか、途中で故障しやすいとかのクレームが出てくると、今後困ると思いますが、その辺はプロに見てもらっているのですか。

副教育長

故障などは契約の仕様書に謳ってあるのでOKなんですけど、見にくいとか見やすいとかいうあたりはそれぞれ違うので、使い勝手もあるかと思いますが、仕様書についての相談は、政策部に情報担当がおりまして、そこで仕様書についての下相談をしています。まずは品質ということだけで、あるいは保守点検などアドバイスをもらいながらやっております。教育委員会だけでこういうパソコンリース契約をやることはない。事前に情報担当の部局へ相談をかけてやっています。ただ、丹保委員が言われるように、液晶画面や使

い勝手はなかなか難しい。故障についてはリース契約期間内に起こった故障は、契約者の甲乙の関係の中で提示されています。

丹保委員

分かりました。

岩崎委員

7年に1回ぐらいですか。

副教育長

はじめは5年に1回ぐらいでしたが、監査で、それではという話になり、段々1年ずつ見ていくという、平準化させる意味と長く使ってもらいたいということで。

岩崎委員

7年使っていると大分古くなってしまいうのはありますよね。

副教育長

ただ、公立小中学校では1人1台パソコンはないわけです。県立高校だけなので、そこで情報セキュリティが問題になってきますが、小中は自分のパソコンを自宅と学校とを行き来し、シェアとかいろんなソフトで情報流出させてしまうことがあります。県立の場合は、自分のパソコンと学校のパソコンは分けられている。後はメモリスティックなどを点検しながら、ウィルスが入っていないかどうかということになっているので、欲を言えば、5年や3年に1回の更新がいいのではないと言われるかわかりませんが、そこは県財政の問題と予算の平準化というところで落ち着いていると。監査からの指摘を受けて、今の状況になっていることにご理解をいただきたいと。

丹保委員

最後に、7年持たせるためには一番新しいソフトを使わなければいけないので、もちろんウィンドウズ7の32ビットか64ビットのどちらかということをやっていると思いますが、そこが一番新しいのを使っているわけですね。

情報・危機管理特命監

32の一番新しいものということです。

丹保委員

32から64にすると、今まで使っているのが使えなかつたりするので、そういうことも考えてあげないといけないですね。もちろん詳しい方がいらっしゃると思いますので。分かりました。

情報・危機管理特命監

契約期間は実際、平成23年8月30日からの契約期間ですが、そのもの自体が入ってくるのは、24年2月1日からです。そこから実質6年間で、各学校へ置くのに半年ぐらい、配置でダブリを見えています。

委員長

時代が違うので金額的に精査しても分からないのかもしれませんが、2年に分けて納入した価格の合計と今回は大分の差があるのですか。

情報・危機管理特命監

金額的にかなりの差といいますか、ざっとですが、17年に半分契約したときにも約3億円近くかかっており、18年度も同じぐらいですので、それでいくと半分近くということです。単純に金額だけの。

委員長

その金額だけでは計れないところがあるので。分かりました。

－全委員が本報告を了承する。－

・審議事項

報告3 訴えの提起に係る専決処分について（公開）

（予算経理室長説明）

報告3 訴えの提起に係る専決処分について。三重県高等等学校修学奨学金返還金の滞納に関し、支払督促に係る訴えの提起（和解を含む。）の専決処分を行ったので、別紙のとおり報告する。平成23年9月6日提出 三重県教育委員会事務局 予算経理室長。

次ページをご覧ください。これは訴えの提起についての知事の専決処分にかかる議会への報告様式に則って作成しています。

訴えの内容としては、平成15年4月から平成16年11月までの20ヶ月間に貸与した修学奨励金と修学支度金4万円、これは入学時の一時金です。修学奨学金、月額で支払われるものですが、このトータル36万円との合計額40万円になります。この40万円の返還金及び延滞金の支払いを求めるものです。先方には修学しなくなって6ヶ月後から始まる返還開始、この直後から返還に係る指導、手続指示などいろいろ行って

きました。その後、電話、戸別訪問などにより返還についての話し合いも鋭意行ってきました。さらに平成20年11月から1年間は、債権回収会社へ委託して返還を求めてきましたが、どうしても返還金のお支払いをいただけないので、去る7月4日に民事訴訟法に基づく支払督促手続きの申立を行ったものです。

支払督促申立手続きの仕組みについて簡単にご紹介します。支払督促申立の手続自体は、地方自治法上の議決を要する訴えの提起には当たらないとされていますが、裁判所からの督促通知が相手方に到達してから2週間以内に相手方から異議の申し立てがあった場合は、民事訴訟法395条の規定に基づき、申立時に遡り、債権者、今回の場合は県が訴えの提起をしたと見なされるという制度です。

もちろんこうした異議申立がない場合は、手続きを経て最終的には確定判決と同様の効果を生むことになっているものです。今回は、先ほど申し上げた7月4日の支払督促の申立に対し、連帯保証人からは7月26日に、本人からは8月2日にそれぞれ異議申立が出されましたので、申立時、この場合7月4日に遡って、県が訴えを提起したとなったものです。

なお、この支払い督促に対する異議申立による訴えの提起に関しては、議会から知事への委任専決事項とされていることから、今回、議会への専決報告を行うものです。

異議申立の内容ですが、今回は本人、連帯保証人とも同じ内容で、月々1万3,000円ずつの分割払いを希望するというものです。こうした分割払いの申出も法律上の異議申立に該当してきます。したがって、こういう申出がなされている場合は本訴に移行するという事です。

ただ、これまでの長きにわたる交渉も踏まえ、今後、法廷において確実に奨学金の返還がなされるよう主張していきたいと考えています。報告は以上です。

【質疑】

委員長

報告3はいかがでしょうか。

岩崎委員

40万円にあと延滞料はどのぐらいになりますか。

予算経理室長

延滞金分は納付期限の翌日から起算して10日を経過する日までの期間が4.3%という決まりがあります。この4.3%は、毎月納期が来るのでかなり複雑な計算になりますが、これによりますと、5月7日までの段階で6万2,160円に達しています。今後、交渉によってお支払いいただくことにより延滞金が確定してくると思われまます。ただ、経過日以降については、14.5%と三重県税外収入通則条例はなっていますので、この期間を過ぎたときは、かなり高い利率で加算されていく状況です。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告4 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について（公開）

（教育改革室長説明）

報告4 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について。損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について、別紙のとおり報告する。平成23年9月6日提出 三重県教育委員会事務局 教育改革室長。

先ほど予算経理室長からも説明がありましたが、議会への提出様式に従い、この専決処分の報告は作成してあります。その表の中の枠の中にあるように損害賠償の義務の発生原因となる事実ということで、若干事故についてご説明します。

平成23年6月17日金曜日、午後4時10分ごろですが、当室の教育改革室が主催する管理職研修、3年目校長のためのリーダーシップ研修終了後、職員が研修の際にお招きした講師を津駅まで送り届けるため、公用車を駐車してあった三重県総合教育センター西側の駐車場まで取りに行きました。職員がバックで後方の左側に出すとそのまま前進して出られるわけですが、出そうとしたところ、大型貨物車が停まっていたために、やむなくいったん後方右側に出し、広い場所で方向転換しようとしていました。それで車を発進させたわけですが、ところがバックで車を出したところ、進行方向の駐車場から同じくバックで車を出そうとしている相手方に気付かずに車を停止させました。相手方も当方に気づき双方ブレーキをかけたが、間に合わず相手方車の後方が県の車の右側後方、右の後ろのタイヤのハウス周りに接触し損傷いたしました。

なお、総合教育センターの指定の駐車場ですが、ここはバックで駐車すると排気ガスが民間の家のほうに流れるので、前進駐車になっています。職員がその場で警察に連絡し、相手方と共に津警察署において事故を報告しました。保険会社にはその後連絡しましたが、双方ともけがはなく物損扱いとなりました。相手方の確認と停車が遅れたことが主な事故の原因とも思われますが、当方にも注意義務があったと考えています。

過失割合は相手方 70%、県教育委員会職員 30%ということで、そこにありますように 1 万 4,805 円、これは相手方に支払われ、相手方は本県に 4 万 5,750 円支払うことになっています。以上が報告です。なお損害賠償の相手方はそこに書いてありますが、個人情報ですので名前は載らないことになります。

【質疑】

委員長

報告 4 はいかがでしょうか。

多くの場所で、前進で駐車してくださいというところが多々あります。そのところでの出し入れは十分な注意が必要かと思えます。

－全委員が本報告を了承する。－

・審議事項

報告 5 訴訟の判決結果について（公開）

（人材政策室長説明）

報告 5 訴訟の判決結果について。訴訟の判決結果について、別紙のとおり報告する。平成 23 年 9 月 6 日提出 三重県教育委員会事務局 人材政策室長。

1 ページをご覧ください。当事者ですが、附帯控訴人と書かせていただいています。一審の原告で県立高校の卒業生です。控訴人は一審の被告です。県立高等学校の教諭で、この教諭自身が一審において反訴をして、その原告です。それから三重県です。

一審の概要ですが、訴えの提起で、卒業生は高校在学中の平成 15 年 1 月から、卒業する 3 月までの間に教諭から校内でわいせつ行為を受け、卒業後も性的関係を強要されたとして、教諭と県に対し連帯して慰謝料と 550 万円を支払うよう求めて、平成 19 年 3 月ですが、大阪地裁に訴えを提起しました。

請求は、大きく 3 点ございまして、在学中のわいせつ行為に関する不法行為に基づき、県と教諭が連帯して 330 万円の損害賠償、県に対しては、卒業生からこういうことがあったのでという調査を求められたが、それに対する誠意ある対応を怠ったとして 55 万円、それから教諭個人に対し卒業後のわいせつ行為等について合わせて 165 万円の損害賠償というものです。

教諭の反訴ですが、教諭個人は不当な訴えを提起されたということと、新聞にそれに関する記事が掲載されたということで、平成 20 年 5 月に卒業生に対し損害賠償を請求する反訴を提起しています。

大阪地裁の判決は平成 21 年 12 月ですが、在学中のわいせつ行為を認定し、国家賠償法に基づき県に 35 万円の支払いを命じる判決を言い渡しました。

二審の概要ですが、県としては、地裁判決は卒業生の主張のみを一方的に採用しているということで、平成 21 年 12 月に大阪高裁に控訴しました。教諭個人も県の控訴に先立ち、12 月 14 日に控訴しています。卒業生は平成 22 年 5 月に、附帯控訴をしています。

先般 8 月 31 日に大阪高等裁判所の判決がありました。判決は卒業生からの教諭と県に対する請求はいずれも棄却、教諭の反訴の請求も棄却、卒業生の本件全体の附帯控訴についても棄却するというものです。

判決概要ですが、大きく 3 点整理しましたが、在学中のわいせつ行為については、存在したものと認めることができる。在学中のわいせつ行為は、遅くとも卒業後の 15 年 3 月 31 日には終了している。ここまでは在籍期間ということですが、一方で訴えの提起が平成 19 年 3 月 16 日ということで、国家賠償法で援用される民法の法務規定の時効期間 3 年を経過している、時効消滅であるという意味です。

あと、ウの卒業生側は、二審の終わりのほうにおいて、県に安全配慮義務違反があったと主張したわけですが、高裁は、この安全配慮義務は例えばセクハラを未然に防止する研修であるとか、相談窓口の設置等の体制整備の義務を言うのであって、卒業生側の高裁二審の終盤になってからの主張立証では安全配慮義務違反を認められないと判断しています。

判決理由の概要ですが、在学中にわいせつ行為を受けたとの卒業生の供述では、期日等は細部までは覚えてないということですが、そこを特定し得ないとしても、その事実の内容について大筋において信用できると言われております。

それから、進路指導の教諭で、進路指導室をこの卒業生は毎日のように訪れていて、そこでわいせつ行為があったと主張していましたが、そういう中でほかの進路指導の同僚教師に気付かれない状況で教諭がわいせつ行為を行う余地はあったと。卒業生がわいせつ行為があったと主張する時期は、3 年生の 1 月後半ぐらいからを特に言うわけですが、その後もほぼ毎日、この教諭のもとを訪れ、大阪の大学に進学が決定した後も、同様にほぼ毎日訪れている。さらに 3 月の中旬ぐらいには、今後、大阪にも来てほしいという、会うことの継続を望む内容の手紙を計 7 通作成しているわけですが、そういうことを一見するとわいせつ行為の存在を疑わせる事情であるとも考えられる。

しかしながら、学校とか職場の密接な人間関係の中で、従来の好ましい関係に回復するのを期待してセクハラを嫌悪しながらも、その存在を埋めるような行動を取る場合があるのは、文献等でも指摘されていると高裁も判決文では言っており、そうした可能性も否定できないとしている。特に卒業生は、教員に対し勉強だけではなく、家庭の事情や自分の苦しい状況を相談していたということになり、卒業生の行動を一概に不合理なものとは断ずることまではできない。

それから、この卒業生はこの民事訴訟を起こす前の平成18年12月に、津警察署に準強制わいせつということでこの教諭を告訴した経緯があります。結果としては不起訴になっていますが、その検察官の取り調べがあって、そこで一部抱きしめたとか太ももを触ったというような認容するような供述調書になっているわけですが、それに対して教諭は利益誘導であったり、少し通常的狀況ではない中で調べを受けてそういう状況に至ったということを経験でずっと主張しました。ただ、平成19年10月に検察の取り調べを受けていますが、本件一審訴訟は平成19年3月に提訴されて、その後、代理人の弁護士もこの教諭は付けておられますので、そういう状況の中で弁護士とも相談しているということから、教諭の主張する違法な取り調べによる虚偽の内容であるという教諭の主張を認めることができないとされました。

在学中のわいせつ行為に対する真摯な対応を求める卒業生の手紙は、卒業後、2年少しして教諭のほうに謝ってほしいという旨の手紙やメールが来たわけですが、それに対して教諭は、わいせつ行為の存在そのものは否定せずに、ひたすら謝罪するという内容であったわけですが、それに対して教諭は、相手方の精神的な状況も勘案して、そういうふうな内容のことをしていたと主張していたわけですが、高裁は、この在学中のわいせつ行為の存在なくして、何ら否定もせずひたすら謝罪することは到底理解できないとしています。

今後の対応ですが、卒業生はこの判決の翌日から2週間以内に上告することができるという規定がありますので、万一上告された場合には、引き続き、適切に対応をさせていただきます。

【質疑】

委員長

報告5はいかがでしょうか。

丹保委員

この理由のところではア・イ・ウのところは、可能性を否定できないとか、余地がないとかということですが、エのところでは取り調べに応じて本人が認めたということですか、それが大きな理由ですか。

人材政策室長

エだけが大きな理由でという形で、この判決文を読みますと、そういう肯定ではないとは私としては認識していますが、今おっしゃっていただいたエのところは、別途この検察調書という、検察官の取り調べを受けた場合には、検察庁が作成する調書があるのですが、それが一審の段階で相手側から証拠書類として出されたという経緯がございます。どういうルートで入手されたのかは分からないのですが、その中に一部、この教諭の供述が、抱きしめたとか太ももを触ったというようなことを認めている供述があるというのが、今のエのところでは。

岩崎委員

まだ上告があるかどうかという段階だということですね。

人材政策室長

あちら側の状況は分かりません。

岩崎委員

確定したらまた何か考えないかということもあるのでしょうかね。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告6 平成24年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項及び三重県立特別支援学校入学者募集要項について（公開）

（高校教育室長説明）

報告6 平成24年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項及び三重県立特別支援学校入学者募集要項について。平成24年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項及び三重県立特別支援学校入学者募集要項について、別紙のとおり報告する。平成23年9月6日提出 三重県教育委員会事務局 高校教育室長 特別支援教育室長。

今回、報告いたします実施要項、募集要項は、高校入学者選抜及び特別支援学校入学者選考に係る事務手続きについて規定したものです。各県立学校及び中学校は、この実施要項に則って選抜、選考の事務を行います。この要項は10月中旬に冊子にして各県立学校及び中学校に配布して事務説明会を開催する予定です。

薄いほうの報告6というのと、厚い別冊資料を合わせてご覧ください。ここから高校の説明です。別冊資料の42ページから126ページまでの各高等学校別の実施要項については、既に6月7月の定例会で報告していますので、本日はそれ以外の報告をさせていただきます。

薄い方の1、2ページをご覧ください。ここに高等学校入学者選抜実施要項の中の大きく分けて、1の改善点と2の変更点について概要をまとめてご紹介します。まず、そちらの説明をさせていただきます。1の改善点としましては、(1)前期選抜における出身中学校長の推薦書の廃止に伴う変更です。改善の理由は、前期選抜は、志願者が自己の目的意識や適性を踏まえて主体的に学校を選択する自己推薦を基本としています。そういう志願者の受検機会を保障する観点から、出身中学校長の推薦を24年度入試から廃止することとしました。

次に、(2)前期選抜と特別選抜の両方を実施する高等学校へ志願する場合の応募資格の整理を行いました。これについては後ほど具体的に説明をさせていただきます。次に、2の変更点の(1)桑名高等学校衛生看護分校の廃止に伴う変更ということで、昨年度においては、まだ桑名高等学校衛生看護分校がありましたので、選抜は分校で、発表は桑名高校の本校でという形がございましたが、衛生看護分校が廃止されたので、その部分を削除したものです。2ページの(2)特別選抜における変更ですが、これは飯野高等学校の定時制課程が新規に実施するという変更です。(3)は学科改編に伴う変更で、川越高等学校の英語科が国際文理科に学科改編を行うということで、学科名の変更を行ったものでございます。

3ページの新旧対照表をご覧ください。この表の左側には要項のページも書いてございますので合わせてご覧ください。まず、前期選抜ですが、先ほど概要で触れたように中学校長の推薦書を廃止したことから、そこに書いてありますように削除したということです。言い忘れましたが、改善の変更については波線が新旧対照表及び要項に書いてございます。また、日付や曜日の変更については下線部に実線を付けていますので、そのようにご覧ください。前期選抜については、中学校長の推薦にかかる部分の削除で、それが3ページの波線の部分です。

続いて、4ページをご覧ください。ここは具体的に説明をさせていただきます。(2)前期選抜と特別選抜の両方を実施する高等学校へ志願する場合の応募資格の整理です。要項の20ページをご覧ください。この特別選抜とは、中途退学者等を対象とする選抜でございます。その中で新旧対照表の4ページの一番上の部分を見ていただくと、これまでは前期選抜のところに、前期選抜と特別選抜の両方を実施する高等学校の各学科においては、前期選抜は平成23年3月中学校卒業見込みの者のみを対象とし、既に中学校を卒業した者については、特別選抜に志願するものとするという表現でした。これを見ていただきながら具体的に20ページをご覧くださいと、例えば6の四角囲みの1(2)ウのところをご覧ください。そこに三重県立北星高等学校というのがございます。そこに、この特別選抜はどのような者が対象かというところを見ていただきますと、アとして、平成23年3月以前に中学校を卒業した者という表現になっています。こういうふうに23年3月以前に卒業した者ということで、広く応募資格を設定している学校は問題がないわけですが、この上をご覧ください。イ.三重県立四日市工業高等学校ですが、その中でアの高等学校等を中途退学した者というのはいいのですが、イの平成24年4月1日現在、満20歳以上の者という形の応募資格があります。そうすると、今年の応募資格にそのまま当てはめると、16歳から19歳の者については、この特別選抜に当たらないこととなります。そして、4ページでは、前期選抜は23年3月中学校卒業見込みの者のみと、新卒のみという表現ですので、これを当てはめると、どちらにも該当しないということが出てくる形になります。ただ、これまでも運用上は特別選抜に該当しない者は前期選抜を受けていましたので、実際はそうなっていましたが、表現上、そういう前期選抜も受けられないのかという誤解を招く可能性がございましたので、今回は特別選抜に該当しない者は前期選抜のほうにということを明らかにするため、ここに書いたような表現をしました。

続いて、4ページの桑名高等学校衛生看護分校の廃止に伴う変更で、先ほど申しましたような理由で、衛生看護分校での入学試験がなくなることについての削除をしたということです。(2)特別選抜における変更というのは、新たに飯野高等学校定時制が特別選抜を実施することに伴う変更です。

続いて、薄い方の5ページをご覧ください。ここも同じように飯野高等学校が特別選抜を実施することに対する変更です。次の真ん中の部分、P21と書いてある部分ですが、これは募集枠の変更です。四日市工業高等学校の機械交通工学科と住システム工学科ですが、昨年までは前年は5%だった募集枠を10%に広げるということです。飯野高等学校は新規で挙げています。22ページと書いてある部分は、検査内容の変更です。これまで、みえ夢学園高等学校は自己表現ということで、自己PRといって時間の中で自分の作品を提示するとか、自分がやってきたことをPRする検査を行っていたのを面接に変更するものです。

続いて、薄い方の6ページをご覧ください。(3)学科改編に伴う変更で、川越高等学校の英語科が国際文理科という学科改編をしたことによる変更となっています。高等学校については以上です。特別支援学校については、報告者を替えて報告させていただきます。

(特別支援教育室長説明)

続きまして、平成 24 年度三重県立特別支援学校入学者募集要項についてご説明いたします。薄い方の資料 2 ページに特別支援学校の募集要項の改善点と変更点をまとめていますのでご覧ください。本年度、平成 24 年度選考の改善点としては、特別支援学校の 2 月の選考において合格となった場合に、三重県立高等学校を改めて志願することはできないものとするが、これはこれまで募集要項に表記していなかったことから、このことを記載しました。

訂正箇所は、薄い冊子の 8 ページのちょうど真ん中ぐらいの P131 (7) の枠の下のほう、波線のところにありますように、「合格の通知を受けた者は、三重県立高等学校を改めて志願することができないものとする。」を付け加えました。

2 ページにお戻りください。変更点としては、来年度 4 月に開校予定の桑員地域特別支援学校（仮称）の開校にかかる点について記載事項を加えたものです。資料としては 7 ページから記載があります。まず、一番上の募集する学校及び学科、新たに桑員地域特別支援学校（仮称）高等部普通科を加えました。それに伴い、次に各特別支援学校の設置教育部門及び志願できる区域、P128 と書いてあるところですが、学校名と教育部門を新たに付け加えました。志願できる区域として、新たに加えた区分は、原則として保護者の住所が、桑名市、桑名郡、いなべ市、員弁郡にある者とししました。

続いて、知的障がいの教育部門において、3 の選考の部分ですが、7 ページの 3 の選考の部分です。出願書類及び提出先、波線のところです。ただし、桑員地域特別支援学校（仮称）については、特別支援学校西日野にじ学園校長へ提出することとすると加えています。まだ学校がございませんので、入学手続きに係る一切は西日野にじ学園で行います。

以下、8 ページの選考内容、選考場所、合格者の決定及び発表を西日野にじ学園で行うことを加えています。8 のその他についても、西日野にじ学園で出願を受け付ける旨を加えています。

9 ページの再募集について、(3) 出願及び提出先、(6) 選考場所、(7) 合格者の決定及び発表、この部分の事務等についても 2 月 10 日の選考同様、特別支援学校西日野にじ学園が担当することを付け加えています。

その他、(3) 桑員地域特別支援学校への出願に必要な所定の用紙の請求及び問い合わせ、(4) 選考内容の詳細についての問い合わせについても、特別支援学校西日野にじ学園において行うことを付け加えています。各校連絡先も同様です。

以上、平成 24 年度三重県立特別支援学校入学者募集要項についてご報告いたします。

【質疑】

委員長

報告 6 はいかがでしょうか。

岩崎委員

別紙で、各高校が学校の特色や要件を出しているというのは、今回はこの前見たので関係ないということではないのですか。

高校教育室長

もう報告させていただいたということで。

岩崎委員

ということではないのですね、分かりました。

— 全委員が本報告を了承する。 —

・審議事項

報告 7 平成 24 年度使用県立学校教科書の採択について（公開）

（高校教育室長説明）

報告 7 平成 24 年度使用県立学校教科書の採択について、平成 24 年度使用県立学校（高等学校及び特別支援学校）教科書図書採択結果について、別紙のとおり報告する。平成 23 年 9 月 6 日提出 三重県教育委員会事務局 高校教育室長 特別支援教育室長。

それでは、高等学校のほうから報告をさせていただきます。表紙をめくっていただきますと、平成 24 年度使用教科書採択一覧表（県立高等学校）ということで、まとめさせていただきました。表の左からページ番号、学校名、設置課程、それぞれの学校の教科書採択数とまとめてあります。一番下には平成 24 年度使用県立高等学校教科書採択数の合計として 3,114 点ということで、昨年度は 3,116 点ということでしたので、ほぼ昨年とおりの数となっております。

141 ページをご覧ください。まず、採択についての説明をさせていただきます。そこに小中学校との違いが書いていますが、小中学校は採択区域があり、県内 10 採択地区ですが、高等学校及び特別支援学校につ

いては、各学校で選定を行い、採択は県教育委員会が行うことになっています。採択周期につきましても、小中学校は4年に一度ですが、高等学校・特別支援学校は、毎年となっています。ただ、特別支援学校は検定本については小・中と同じです。

下の部分では、県立学校の教科書採択の流れですが、楯円で囲っているところは各学校でやっていることです。まず、各教科の会議において教科書の選定を行い、それを案として校内の選定委員会にかけて、そこで協議が行われます。この校内選定委員会には、保護者代表、学校評議員等、学校外部の方が100%参加していただき、すべての学校で行っています。それを受けて、校長が決裁を行います。その校長の決裁を行ったものが、内審ということで教育委員会に上がり、教育委員会で採択になります。これらは5月下旬から7月上旬にかけて行われています。このことは三重県立学校の管理運営に関する規則第13条に基づくものです。

142ページをご覧ください。この資料2が、使用教科書採択及び関連業務の日程をまとめたものです。スタートは5月13日金曜日に担当者の連絡会議を開催し、そこで通知や提出依頼、目録の配布を行います。実際には提出依頼は5月下旬です。6月18日から7月1日にかけて法定教科書展示会を開催し、一般の方も教科書を見ていただくということを行っております。各学校について検討されたものが、7月下旬に教育委員会へまいりまして、そこで中身の誤りがないか等のチェックをし、誤りがあったもの、訂正が必要なものはまた学校へ返し、訂正を各学校で行っています。それから、8月の下旬に教育委員会の事務局決裁ということで、これは学校教育分野の総括室長の決裁ということになっています。本日、9月6日に教育委員会定例会に報告ということになり、9月13日火曜日には文部科学省への需要数報告、各県立学校への採択通知という日程になっています。

資料3をご覧ください。既に説明した部分ですが、適正な教科書選定を行うため、目的の周知と選定の手続きの徹底を図っており、(1)では、担当者に説明をするということ。特別支援学校小学校については、(2)のような説明会を行っております。(3)の教務担当者会議でも合わせて指導・助言をしているところです。2番は、校内委員会において学校外部の委員を増やす等により、選定の透明性を高めるようにしており、すべての学校で外部委員を入れている状況です。

戻りまして、実際の各校の教科書を選定して採択したものが、1ページからずっと各学校別、課程別にご覧いただけるようにまとめています。1ページから72ページまでが、県立高等学校の各学校別、課程別の採択表となっています。高等学校については以上です。

(特別支援教育室長説明)

特別支援学校の教科書採択について説明します。まず、平成24年度から特別支援学校の小中学部、高等部で使用する教科用図書について、各学校から提出された選定内申書に基づいて、公平性、透明性を持って選定を行ってきました。73ページをご覧ください。県立特別支援学校における平成24年度使用教科書の採択状況を、小中学部、高等部に分けて示しています。特別支援学校では、児童生徒の障がいの種類や状態に応じ、表の上のように検定本、著作本、一般図書を取ることになっています。検定本は、文部科学大臣が検定した本です。著作本は、文部科学省が著作したもので主に知的障がいがある児童生徒を対象にした教科書で、星本と呼ばれるものです。また、一般図書は、絵本を中心にした児童生徒の実態に応じたものになっています。

採択の状況ですが、特別支援学校の総数で2,377点となりました。内訳はその上の表にあるように、検定本868点、著作本436点、一般図書1,073点となっています。著作本は昨年度と比較し、57点増加しました。一般図書は昨年度と比較し、156点の増加となっています。これらは児童生徒の実態の多様化によるためと、教育委員会が継続的に使用してきた結果であると考えます。また、本年度は桑員地域の特別支援学校(仮称)の使用教科用図書の採択も行っているため、小学校の検定本が採択されています。

また、143ページの資料3をご覧ください。教科書選定委員会の外部委員の参画について挙げています。ご覧の通り、特別支援学校の全校で外部委員の参画をいただいています。各校継続して外部委員の意見を取り入れ、外部委員会における内容も、教育課程の説明等が充実してきていますので、厳正・公正に選定が進められたものと考えています。

【質疑】

委員長

報告7はいかがでしょうか。

丹保委員

1つだけですが、採択の周期が、小中の場合は4年に一度ですね。高校と特別支援学校は毎年ですが、この違いはどこから来るのですか。

特別支援教育室長

特別支援学校における通常の学校に準ずる教育課程の児童生徒の皆さんは、検定本を使って学習をしま

す。その検定本は、4年に1回の周期ですので、特別支援学校の一般図書、星本を使用される子どもさんについては、検定が4年に1回行われるという周期ではないので、その年度年度に応じて在籍している児童生徒に応じて、その都度、選定をさせていただくということが理由です。

丹保委員

高校も同じ理由ですか。

高校教育室長

小中学校の4年に一度がどういう仕組みか十分分かっていませんので申し訳ないのですが、高等学校においては各校それぞれ非常に特色があり、採択は毎年行っています。

丹保委員

ちょっと分かりにくいですね。

副教育長

実は、高校は教育課程表というのを県教育委員会に出します。入学生に応じて毎年度変わるということで、そういう意味で教育課程を出すと同時に教科書も採択が変わってくるということで、教科科目によって変わってきますので、そういう意味で毎年出させていただきます。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告8 各採択地区における平成24年度使用中学校用教科書の採択状況について（公開）

（小中学校教育室長説明）

報告8 各採択地区における平成24年度使用中学校用教科書の採択状況について。各採択地区における平成24年度使用中学校用教科書の採択状況について、別紙のとおり報告する。平成23年9月6日提出 三重県教育委員会事務局 小中学校教育室長。

各採択地区の平成24年度使用中学校用教科書の採択状況についてご報告させていただきます。本年度は、平成24年度から中学校において使用する教科書の採択の年にあたります。各市町教育委員会では、法令の定めるところにより、それぞれの責任と権限において、8月31日までに採択が行われました。

まず、お手元の資料の2ページをご覧ください。そこに県内の採択地区の図が示してございます。市町立の中学校で使用される教科書の採択の権限は、市町教育委員会にあります。無償措置法により採択にあたっては、市、若しくは郡の区域、又はこれらの地域を合わせた地域を採択地区として設定し、地区内の市町が共同して種目ごとに同一の教科書を採択することとされています。例えば北勢第1採択地区とは、いなべ市、東員町、桑名市、木曾岬町の市町が一つの採択地区を構成しています。このような採択地区は、県内に10ヶ所あります。1ページにお戻りください。この一覧表は、採択地区ごとに採択された教科書の発行者名を略称で表したものです。表をご覧くださいと、一番左側に北勢第1から熊野までの10の採択地区を示しました。横の欄には、種目として国語から始まり、英語までを示してあります。次に北勢第1の国語欄をご覧ください。上段が「光村」、下段に「三省堂」と示しています。まず、「光村」というのは、「光村図書出版」というのが正式名称ですが、略称として「光村」と表しています。また、上の欄「光村」というのが本年度新しく採択された教科書、下段が旧の採択となっています。このようにそれぞれの採択地区、種目ごとに採択状況を一覧として表しました。

もう一つ、ご注意いただきたいことがあります。北勢第1の社会の歴史をご覧ください。その下段の「日文」の下にアンダーラインがあります。上段にはアンダーラインがありません。アンダーラインがあるものは、日本文教出版発行の2種類の教科書のうち、旧大阪書籍発行の教科書を示しています。なお、平成24年度から、日本文教出版から発行される教科書は1種類になったので、この区別が無くなりアンダーラインが取れているということです。

このように10採択地区によって教科書採択がなされたのですが、今回の採択の特徴として、10ヶ所の採択地区のすべてにおいて、採択替えの種目がありました。一番多いのは中勢の採択地区ですが、ここは11の種目で採択替えがありました。また、今回全部で15種目ある教科書のうち、地図については採択替えはありませんでした。また、地図はすべての採択地区で「帝国」の教科書が採択されています。

採択替えが最も多かった種目は歴史で、9つの採択地区で採択替えがありました。次いで、公民並びに英語において8つの採択地区で採択替えがありました。音楽一般と器楽合奏の両方については、結果として10採択地区中、9つの採択地区が同一の教科書を採択することになりました。まとめますと、15種目10採択地区の延べ150種目中、70種目、48%で採択替えとなりました。

以上で採択状況についてご説明申し上げましたが、この一覧表は既に三重県教育委員会のホームページに掲載し、広く県民の皆様にも情報提供をしております。以上で各採択地区における平成24年度使用中学校教科書の採択状況についての報告を終わります。

【質疑】

委員長

報告8はいかがでしょうか。

丹保委員

例えば、国語なんかを見てみますと、旧の場合は三省堂が非常に多いですね。今回は北勢地区、松阪、伊勢もそうですが、県北部の方で「光村」が非常に多くなって、県南部の方は「東書」になっていますね。私はバラエティがあって全然問題無いと思っているんです。これは何か地域性とかが反映されているわけですか。そこまでは分からなければ結構です。

小中学校教育室長

今、ご指摘をいただきました地域性かどうかということにつきましては、こちらでは把握をしております。

丹保委員

分かりました。

－全委員が本報告を了承する。－

・審議事項

報告9 平成23年度三重県中学校総合体育大会及び東海大会・全国大会の結果について（公開）

（スポーツ振興室長説明）

報告9 平成23年度三重県中学校総合体育大会及び東海大会・全国大会の結果について。平成23年度三重県中学校総合体育大会及び東海大会・全国大会の結果について、別紙のとおり報告する。平成23年9月6日提出 三重県教育委員会事務局 スポーツ振興室長。

1 ページをご覧ください。県大会は7月23日から7月31日まで、一部日程の違いもありますが、県内の各地で実施されました。参加は約7,000人ということです。

2 ページは団体の結果です。特に、柔道の男子の大池中学、剣道の女子の神戸中学は3年連続の優勝でした。ここで特筆するのは、ハンドボールの2位のところで、笹川・南となっていますが、これは合同チームで中体連の場合は部員数が足りない場合の救済措置として合同チームを認めていますので、そういったことで2校による合同チームで2位に入賞したということです。個人は3～4ページです。5ページは、東海中学校総合体育大会ということで、これは8月4日から8月11日の間に実施をしています。本年は愛知県で実施をし、本県からの参加は1,200名でした。団体については、優勝から3位までを記載していますが、ハンドボールの合同チームは3位に入賞しています。6ページ、7ページは個人ですが、陸上競技の走り高跳びの松岡君、あるいは水泳競技の50m自由形の難波君は連続の優勝であったということです。

8 ページですが、平成23年度の中学校の全国大会の結果です。今年は8月17日から25日の間で、近畿ブロックで開催しました。本県からは220名の選手が出場しました。団体においては3種目で入賞、個人においては7種目、ここにも5位に合同チームが入賞したということで、本県としては合同チームで入賞したのは、これが初の出来事でした。入賞数も去年は団体が3、個人が10で、若干個人の数は減っていますが、例年並であったかと考えています。

【質疑】

委員長

報告9はいかがでしょうか。

丹保委員

これは全国の場合は表彰などをするのですか。

スポーツ振興室長

全国大会のここにございます入賞者については、教育委員会として表彰をすることになっています。

委員長

200名を超える多くの方が参加していただき、これ以外にも惜しかった子もたくさんみえるのだらうと思いつながら、バドミントンの子も福島の子に少々負けたと、南が丘の子が言っていました。被災地のところがバドミントンは男女とも優勝し、もうペンペンでしたと言って帰って来ました。

岩崎委員

国体が開かれるとすると、この子たちが主力選手の一翼になってもらえればいいと、競技年齢からいうと。

委員長

25歳というところで大学まで続いてスポーツしてもらって帰ってくるというところがあるのかなど。

－全委員が本報告を了承する。－

・審議事項

報告10 平成23年度東海高等学校総合体育大会及び全国高等学校総合体育大会の結果について（公開）

（スポーツ振興室長説明）

報告10 平成23年度東海高等学校総合体育大会及び全国高等学校総合体育大会の結果について。平成23年度東海高等学校総合体育大会及び全国高等学校総合体育大会の結果について、別紙のとおり報告する。平成23年9月6日提出 三重県教育委員会事務局 スポーツ振興室長。

1ページをご覧ください。本年度の東海高等学校総合体育大会の結果です。今年は静岡県で、一部岐阜県もございましたが、6月17日から19日の間、水泳競技は別途日程で実施しました。本県からの選手を含め6,600人が一堂に会しました。2ページの網掛けをしてあるのが本県の入賞したチームです。連続優勝はソフトテニスの女子の三重高校が3年連続優勝でした。今年の入賞は、団体で31、昨年が19ですので、随分と頑張ったと思います。

3ページ、4ページ、5ページは、個人で大変細かくなっていますが、総数が105の入賞がございました。これも昨年在98でしたので、大変今年は東海総体につきましては生徒たちが頑張ってくれました。

続いて6ページですが、平成23年度の全国高等学校総合体育大会の結果で、7月28日から8月20日の間に青森県を中心として、北東北4県で開催されました。本県からは選手・役員・監督等580名が参加しました。6ページの下段が団体の成績ですが、四日市工業高校のテニス優勝、3位以下、ソフトテニス、ソフトボール、水球、自転車といったところで入賞をしています。今年8件の入賞でした。昨年在7件でしたので、ほぼ同数かというところです。

7ページは個人戦ですが、個人については、一番上のレスリングの高橋侑希君は、インターハイでこの55kg級で3連覇ということで、インターハイ3年連続で優勝したというのは、本県ではこの子が初めてです。合わせてテニスですが、シングルス、ダブルスともに優勝ということで、団体も含めて三冠を獲得したということです。これもまだ本県では過去に例のないことでした。個人の入賞数は23で、昨年24ですので、個人団体を合わせますと同数ということで、全国でもしっかり頑張っていたと思います。

8ページは本年度の定時制・通信制の体育大会の結果で、7月30日から8月20日の間に、東京都を中心に開催されました。本県からは126名の選手が参加しています。団体では卓球、大橋学園、個人では陸上競技の三段跳びで、それぞれ2件の入賞でした。

【質疑】

委員長

報告10はいかがでしょうか。

牛場委員

3年連続の高橋君は、盾とか特別には教育委員会では出さないのですか。

スポーツ振興室長

実は今後、知事表彰でスポーツ賞というのがありますので、そういった中で考えられないかと、検討はしていきたいと思っています。

牛場委員

ぜひ、お願いします。

－全委員が本報告を了承する。－

・審議事項

報告11 国民体育大会第32回東海ブロック大会の結果及び第66回国民体育大会の開催について（公開）

（スポーツ振興室長説明）

報告11 国民体育大会第32回東海ブロック大会の結果及び第66回国民体育大会の開催について。国民体育大会第32回東海ブロック大会の結果及び第66回国民体育大会の開催について、別紙のとおり報告する。平成23年9月6日提出 三重県教育委員会事務局 スポーツ振興室長。

1ページをご覧ください。これは本年度、東海ブロック大会、本国体が山口県において、この9月7日から一部種目、本大会10月1日から開催されますが、その東海地区の予選ということで、今年本県において開催しています。そこにある種目1ページから2ページにかけてでございますが、2ページの右側の真ん中の表を見ていただきますと、東海地区で勝ち抜いて本国体へ行けるということですので、大変ここが重要

になり、真ん中の通過数及び出場枠占有率というのがあります。1位で抜けるのは何%、2位、3位、合計のところは全体ということで、三重県は28の種目において、この東海のブロックを突破したということです。参考までに、その下に昨年の数がありますが、三重県のところを見ていただくと、昨年は22ということでしたので、6種目ほど伸びたということです。この要因は、先ほども高校生の東海大会でも、昨年よりも随分入賞数も増えておりますので、高校生が頑張ってきたということと、もう1つは、来年、岐阜国体ということで、三重県のそれぞれの競技団体も岐阜に遅れないようにという思いも若干芽生えてきて、それぞれ強化をさせていただいているのかと分析しています。

3ページは、山口県で開催される「おいでませ山口国体」ですが、この水曜日から、9月7日から競技が一部開始され、10月1日からということです。この9月7日から開催されます器械体操、そして、水泳の中の水球においては上位入賞に期待ができます。なお、国民体育大会の結団壮行式は9月21日実施で現在準備を進めています。

【質疑】

委員長

報告11はいかがでしょうか。

早々に水泳等の競技が始まり、また10月から始まると。いろいろな良い結果の報告が受けられたらうれしいと思って期待しています。

－全委員が本報告を了承する。－

・審議内容

報告12 平成23年度第1回及び第2回三重県スポーツ振興審議会の審議内容について（公開）

（スポーツ振興室長説明）

報告12 平成23年度第1回及び第2回三重県スポーツ振興審議会の審議内容について。平成23年度第1回及び第2回三重県スポーツ振興審議会の審議内容について、別紙のとおり報告する。平成23年9月6日提出 三重県教育委員会事務局 スポーツ振興室長。

1ページは、本年度の第1回及び第2回のスポーツ振興審議会の概要です。大変日程がタイトな中で、これまで1回、2回と実施をしてきました。2の審議の経過等ですが、今後想定されます大規模大会を契機として、本県のスポーツ推進を図るために、昨年度に策定いただきました、第7次三重県スポーツ振興計画の基本施策を推進する施策について審議をいただいたところです。当初は9月上旬までに、第3回の審議を予定していたのですが、スポーツ基本法の公布・施行により、いったん審議を中断せざるを得なくなる状況がありましたので、今後の方向性を確認するにとどまっています。今後、新たに設置されるスポーツ推進審議会において審議を継続しながら、10月には基本方針をとりまとめたいと考えています。また、その後の取組については、早期に取りまとめをしたいというところです。

2ページの審議内容については、これまでの4本の柱、「子どもたちの元気づくり」、「地域の活力づくり」、「県民の夢づくり」、「元気の基礎づくり」と、このそれぞれの柱について、そこにある審議のポイント、子どもたちの元気づくりでは運動への意識づけや外部人材といったことを中心に議論をいただいたところです。（2）地域の活力づくりについては、地域でのスポーツイベントであるとか、市町のスポーツへの積極的な取組といったところで多く意見をいただいています。（3）県民の夢づくりは、大規模大会に向けての取組ということで、競技力の向上も含めた取組についてご意見をいただいています。（4）元気の基礎づくりについては、主に県内のスポーツ施設の現状や、今後の考え方でいろいろ意見をいただいております。「する」「見る」「支える」ための、基盤となる整備をしっかりとといったご意見をいただいたところです。

今後、ご提案をさせていただきますが、新たな条例をお認めいただければ、それに基づいた審議会において、審議を継続してまいりたいと考えています。

【質疑】

委員長

報告12はいかがでしょうか。

第7次の計画を進めていくために、また10月中に審議会をよろしくお願いたします。

－全委員が本報告を了承する。－

・審議内容

報告 13 個人情報紛失の再発防止に向けた取組について（公開）

（高校教育室長説明）

報告 13 個人情報紛失の再発防止に向けた取組について。個人情報紛失の再発防止に向けた取組について、別紙のとおり報告する。平成 23 年 9 月 6 日提出 三重県教育委員会事務局 高校教育室長。

1 ページをご覧ください。県立高等学校において、本年 6 月下旬から 7 月上旬にかけて、教務手帳や試験の解答用紙を紛失する事案が続けて 3 件発生しました。このことから、個人情報管理の不備が問題となっています。

学校には紙ベースの個人情報が非常に多くあります。こういう事案を受けて、特に学校における紙ベースの個人情報記載文書の適切な管理のあり方について、教育委員会事務局関係室から 5 名、県立学校長から 5 名でワーキンググループを立ち上げ、7 月、8 月に緊急に対応策を協議してまいりました。この度、このワーキンググループでの協議を受けて、再発防止に向けた具体的な改善策を取りまとめ、既に 8 月 31 日に県立学校に通知しましたので、そのことについてご報告をいたします。

教務手帳等の個人情報管理に関する改善策の概要ですが、そこにあります 2 点の徹底が主な課題であると考えました。1 点目は、意識向上に向けた取組、2 点目は、個人情報の管理体制の整備です。

2 ページが改善策をまとめたものです。意識向上に向けた取組と、個人情報の管理体制の整備ということで、具体的には、まず 1 の意識向上に向けた取組としては、教務手帳等の個人情報を含む文書類の管理に関する各学校のルールを明文化します。この明文化については、3 ページの上にございますような内規という明文化もありますし、また、職員みんなが目に見えるように、大きく文書で掲げてもらうこともありますし、言葉で注意することだけではなく、目に見えるような形にするというものです。（2）は、そのルールを各学校で設定し、それに基づきセルフチェックシートを作成します。これも 3 ページの下の部分でございます。これはあくまでもこちらが示した例で、各学校は実態に応じて、これに追加する等、明文化するセルフチェックシートを作成します。（3）毎年度の初めの 4 月に「個人情報適正管理強化月間」として、意識向上に向けた取組と管理体制の徹底を図ります。今年度がスタートで 9 月から実施ということです。（4）このルールを年度初めの職員会議等の場で全教職員、非常勤を含むということで、周知徹底します。今年度は、ルールが定まり次第、通知します。（5）4 月中にセルフチェックシートを実際に各職員がチェックをして、管理職に提出する機会を設けることで、セルフチェックの習慣化、意識の向上を図るとしています。今年度は 9 月です。

2. 個人情報の管理体制の整備としては、校長は、個人情報管理に関する状況の確認、改善と、職員の意識の向上に向けた取組を年間計画に位置づけるなどして推進する。（2）管理職は、各教職員の個人情報管理の状況を随時確認する。（3）職員室等各部屋ごとに「個人情報管理責任者」、これは教頭であったり、文書主任等を定め、部屋の教職員及びグループ全体の個人情報保護の状況確認を担当します。（4）年度初めに各教職員の机、ロッカー等が施錠できることを個人情報管理責任者が確認し、管理職に報告する。非常勤職員の保管場所についても確認します。これも今年度は 9 月に実施します。（5）各県立学校の取組の状況について、高校教育室、特別支援教育室は報告を求めることがあるというものです。

これまで、既に学校などに言っていた対応例の参考として、その下に挙げています。まず、8 月 31 日に通知したというのは、多くの学校で 9 月 1 日から新しい学期がスタートするというので通知をしました。また、9 月 8 日に県立学校の校長会の役員会があります。また、15 日には全体の校長会議があります。そこでも周知徹底して、個人情報の管理が一層適正に行われるように努めてまいりたいと考えています。

また、この改善策については、公立の小中学校においても参考にさせていただくということで提供いたしまして、小中学校におきましても、そういう取組が推進されるように対応しているところです。

【質疑】

委員長

報告 13 はいかがでしょうか。

岩崎委員

教務手帳の成績と出席状況は容易に分冊化ができるものなのですか。

高校教育室長

各学校で今までの 2 倍をまず購入しまして、それぞれ分けるということは可能です。

岩崎委員

そうすれば全然問題ないわけですね、そういうことですか。出席簿と成績簿を分けてやればいいと。今までは教務手帳で出席と成績を同じようにつけている場合が多かったということですね。

副教育長

2 冊買えないところは 1 冊でそれを分冊してやっているところもあると聞いています。厚いので。お金の

ないところは自分たちで出席簿は、簡単な出勤簿みたいなものですが、そんなのもあると。

岩崎委員

そうですか。もう1点、高校ですから先生がいろんな生徒を見ていて、特に問題があるという子に対しては、例えばカルテを作ろうとか、ポートフォリオを作ろうとか、要するに情報を紙ベースで共有しようということ結構やっていらっしゃる高校も多いと思うんですね。いろんな先生がいろいろ書き込めるように。状況を記録するときに第三者に意味が分からなかったら情報が共有できないですね。だから、本当に個人情報を集積したファイルみたいなものをちゃんと管理するとしか言いようがないのかと思っていて、鍵のかかる部屋とかを整備していくしかないのではないかと、これを見ていて思いました。重ね合わせることで明らかになる生徒の状況もありますので、分からないように記号化したらしょうがないというケースも多々あると思うので、保管の部分しか考えようがないのかと思っています。

牛場委員

ワーキンググループを立ち上げていただいたという、こういう対策を取っていただくことになると、減っていくと思いますので、いいことだと思います。

委員長

人はときにはうっかりするものですから、いろんなところで何重にもチェックできるようなところ、常日頃確認し合い、漏えい等々が極力なくなるように進めていただければと思います。

－全委員が本報告を了承する。－

・審議事項

議案第32号 平成23年度三重県一般会計補正予算（第6号）について（非公開）

予算経理室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第33号 副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案（公立学校の管理職員の給与の額の特例関係）（非公開）

福利・給与室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第34号 三重県文化財保護条例の一部を改正する条例案（非公開）

社会教育・文化財保護室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第35号 三重県スポーツ推進審議会条例案（非公開）

スポーツ振興室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

報告1 新しい県政ビジョン実施計画中間案について（非公開）

教育総務室長が説明し、全委員が本報告を了承する。